

福祉生活病院常任委員会資料

(令和元年5月21日)

〔件 名〕

- 1 今夏の省エネ・節電の取組について
(環境立県推進課)・・・1
- 2 淀江産業廃棄物管理型最終処分場計画に係る条例手続等の状況について
(循環型社会推進課)・・・別冊
- 3 第30回全国「みどりの愛護」のつどいの開催結果について
(緑豊かな自然課)・・・別冊
- 4 山陰海岸ジオパークに係る日本ジオパーク再認定審査の「条件付き再認定」の解除について
(山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館)・・・3
- 5 平成30年度消費生活相談の概要について
(消費生活センター)・・・4
- 6 鳥取県屋外広告物条例の一部改正案に係るパブリックコメントの実施について
(住まいまちづくり課)・・・5
- 7 平成30年度 湖山池会議の開催概要について
(水環境保全課)・・・7
- 8 鳥取県持続可能な地下水利用協議会総会の開催概要について
(水環境保全課)・・・9
- 9 ラムサール条約登録湿地「中海・宍道湖」の環境保全等の取組について
(「中海・宍道湖一斉清掃」の実施)
(水環境保全課)・・・10

生活環境部

今夏の省エネ・節電の取組について

令和元年5月21日
環境立県推進課

県民に対して省エネ・節電の行動を促すための今夏の取組について報告する。

1 鳥取県の電力使用量の推移（7～9月）

本県では第2次環境基本計画（2010年3月策定）に基づき温室効果ガス削減に取り組んでおり、長期的には減少傾向にあるが、近年は厳しい暑さから電力使用量が増加傾向にある。

（単位：千kWh）

	2010年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
電力使用量	1,083,937	978,496	905,256	888,314	944,484	957,028	977,979
2010対比	（基準年）	△9.73%	△16.48%	△18.05%	△12.87%	△11.71%	△9.78%
平均気温	27.3度	27.8度	25.8度	25.8度	26.7度	27.4度	28.0度

※「平均気温」・・・4市（鳥取、倉吉、境港、米子）における7、8月の平均

（参考）電力需給対策の状況

- ・中国地方では、昨夏の最大電力発生日においても供給予備率10.9%を確保することができた。
- ・今夏10年に1度の猛暑を想定した場合でも供給予備率5%が見込まれ、安定供給される見通しである。
- ・中国電力は電力需要が高まる午後1時から4時までの節電や室内温度の28度設定等呼びかけしている。

2 今夏の取組内容

(1) 「とっとりクールシェア2019」の実施（6/1～9/30）

今夏は「とっとりクールシェア2019」を実施し、家でエアコンをつけて過ごすのではなく、まちなかの商業施設等の涼しい場所に集うことを呼びかけ、家庭内の省エネ・節電及び熱中症予防を図るとともに、地域やまちなかの活性化に繋げる。

○クールシェアの推進

昨年度に引き続き、暑さを我慢するのではなく涼しい場所にみんなで集まり家庭や地域で楽しむクールシェアを推進し、県民・事業者等へ無理のない範囲での継続的な省エネ・節電を呼びかけ、行動を促す。



○クールシェア・スポットの登録

まちなかの商業施設や自然で涼しい場所など、クールシェアのできる場所として、県内に312箇所のクールシェア・スポットを登録している。（5/15現在）

区分	箇所数
商業施設・共有スペース（鳥取大丸、パープルタウンなど）	54箇所
博物館・美術館・公共施設等（とりぎん文化会館、県立博物館など）	76箇所
スポーツジム・プール	28箇所
自然（海、山、溪谷、滝など）	111箇所
キャンプ場	30箇所
アクティビティスポット（浦富海岸島めぐり遊覧船など）	13箇所

○「まちなかクールシェア」の推進

商業施設等と一緒に「まちなかクールシェア」の取組を推進し、省エネ・節電や熱中症予防、まちなか活性化を図る。

- 商業施設 51 箇所で休憩スペースを設置
- 商業施設の独自サービス（wi-fi サービスや給茶の提供等）を含めて県のホームページ等で公開し、県民の方々に利用を呼びかけ
 - ※県では今年度、クールシェア・スポット新設等補助金を創設し休憩スペース等の設置を支援
- 商業施設は、のぼり旗を掲示するとともに、チラシやパンフレットの掲示を行うなど、省エネ・節電を含めた環境分野の普及啓発にも協力

※キックオフセレモニー

「とっとりクールシェア 2019」のスタートにあたり、県内の商業施設の方々にお集まりいただき、キックオフ宣言等を行うなど官民一体でクールシェアを推進することをアピールする。
(日時：6月1日(土) 18:00～18:20、場所：鳥取大丸)

(2) 星取県ライトダウンキャンペーンの実施(6/22～9/12)

市町村や住民団体、事業者等が主催する星取県関連の取組への参加等を通じて、各家庭や事業所の不要な照明を消し星空を楽しむことを呼びかけ、省エネ・節電や星取県の魅力向上を図る。

○キックオフイベント

県内の若手経営者グループと共催で、親子を対象に、芝生に寝転がり星空を見上げる観察会、ペンライトを使用した「令和」の人文字づくり等を実施する。
(日時：6月22日(土) 19:00～20:00、場所：とりぎんバードスタジアム)

○ととりの星空環境県民大調査

本県の星空の見えやすさの客観データの集積を図るために行う「星空観察(肉眼、デジカメによる調査)」等の機会を通じて、省エネ・節電や星取県の魅力向上を図る。

山陰海岸ジオパークに係る日本ジオパーク再認定審査の「条件付き再認定」の解除について

令和元年5月21日

山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館
観 光 戦 略 課

平成29年の山陰海岸ジオパークに係る日本ジオパーク再認定審査の結果が「条件付き再認定」となっていますが、平成31年1月に開催された日本ジオパーク委員会で当ジオパークの取り扱いが議論され、このたび「条件付き再認定」が解除となったので報告します。

1 経緯と今後の審査予定

- H29. 7. 31～8. 2 日本ジオパーク再認定審査
- H29. 9. 27 日本ジオパークの再認定審査結果公表（2年間の条件付き再認定・イエローカード）
- H30. 8. 6～8. 9 ユネスコ世界ジオパーク再認定審査
- H31. 1. 18 第36回日本ジオパーク委員会
（世界審査においてグリーンカードとなった場合の取り扱い協議）
- H31. 2. 26 ユネスコ世界ジオパーク再認定
- H31. 4. 26 日本ジオパークの条件付き再認定の解除をHPにて公表
（R3年度 日本ジオパーク再認定審査）
（R4年度 ユネスコ世界ジオパーク再認定審査）

2 日本ジオパーク条件付き再認定時の指摘事項に対するアクションプラン（H30. 3策定）の概要・取組状況

指摘事項	対応方針（⇒：取組状況）
【緊急（1年以内）に解決すべき課題への対応】	
① 管理組織・運営体制	・ジオパークの経営や戦略立案に携わる会長代行人選中 ⇒ H30. 4. 1 兵庫県職員OB・秋吉秀剛氏が事務局長就任
② 事務局と関係者がジオパークに対する認識を共有するためのコミュニケーション	・ジオパークの持続可能性確保や将来の方向性を議論し、解決策を見いだしていくための「山陰海岸ジオパークステップアップ会議」開催 ⇒ 5回開催
【2年間で解決すべき課題への対応】	
③ ジオガイドの質向上とガイド団体の連携	・推進協議会学術部会等と連携し、ガイド研修の充実や公認ガイド認定制度の見直しを実施 ⇒ 学術部会とガイド部会を合同で開催し、意見交換等を実施 ⇒ 共通テキスト改正の検討、養成講座の実施
④ ジオツーリズムを推進するための導線づくり	・8カ所の拠点施設の全体の中での位置付け、解説や情報提供の充実 ・訪問者のニーズに合わせた多様なツアールート ⇒ テーマ別のツアールート、ストーリーづくりを検討中 ・ジオパークを横断するロングトレイルコースの設定 ⇒ 青谷駅～佐津駅（香美町）まで設定済 今後、豊岡市、京丹後市へのルート延長を検討
⑤ 新温泉町山陰海岸ジオパーク館の情報収集発信機能の強化	・新温泉町山陰海岸ジオパーク館のアーカイブや展示の充実、施設機能の向上 ⇒ エレベーター改修、水理模型製作、展示パネル等の充実などを実施 ・鳥取県立山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館：展示学習型中核拠点施設 ⇒ 山陰海岸ジオパークエリア全体の情報発信ができるデジタルサイネージを整備（H31. 3月） ・新温泉町立山陰海岸ジオパーク館：体験交流型中核拠点施設 住民やジオパーク関係者が気軽に集える交流の場を提供し、調査研究や商品開発、ガイドのスキルアップ等を促進

3 今後の対応

条件付き再認定の解除により、今年度受ける予定であった日本ジオパークの審査は無くなりましたが、条件付き再認定時にいただいた指摘事項への対応を引き続き行うとともに、推進協議会と連携しながら今年度の事業を確実に実施していきます。

平成30年度消費生活相談の概要について

令和元年5月21日
消費生活センター

平成30年度の消費生活相談状況について取りまとめたので、その概要を報告する。

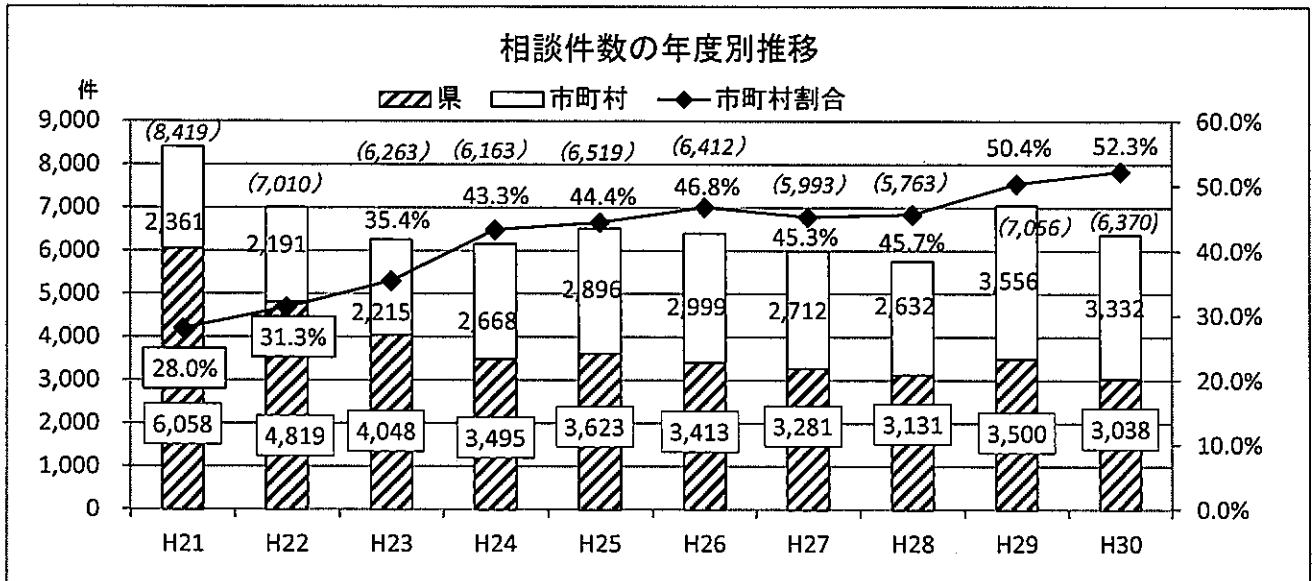
1 概況

平成30年度の県消費生活相談窓口への相談件数は3,038件であり、前年度比で13.2%(462件)減少した。

内容別では、商品一般(身に覚えのない請求、不審電話等)に関する相談が最多となった(相談数589件、19.4%)。また、市町村消費生活相談窓口への相談件数は3,332件と前年度比で6.3%(224件)減少したが、県内受付件数に占める割合は52.3%に増加した。

年代別では、70歳以上の相談件数が増加し、他の年代では減少した。70歳以上において増加した相談内容は、商品一般(身に覚えのない請求、不審電話等)であった。

2 相談件数の年度別推移



3 県の年代別相談状況

区分	H30 (%)	H29 (%)	差引 (ポイント)	年代別の最多相談内容
19歳以下	15 (0.5)	19 (0.5)	△4 (0.0)	放送・コンテンツ等
20歳代	108 (3.6)	139 (4.0)	△31 (△0.4)	放送・コンテンツ等
30歳代	261 (8.6)	352 (10.0)	△91 (△1.4)	放送・コンテンツ等
40歳代	463 (15.2)	492 (14.1)	△29 (1.1)	放送・コンテンツ等
50歳代	574 (18.9)	770 (22.0)	△196 (△3.1)	商品一般
60歳代	691 (22.7)	836 (23.9)	△145 (△1.2)	商品一般
70歳以上	668 (22.0)	657 (18.8)	11 (3.2)	商品一般
不明	258 (8.5)	235 (6.7)	23 (1.8)	
計	3,038 (100.0)	3,500 (100.0)	△462 (0.0)	

4 主な相談内容

順位(前年)	相談内容	件数(%)	前年件数	最多年代
1 (2)	商品一般(身に覚えのない請求、不審電話等)	589 (19.4)	679	60歳代
2 (1)	放送・コンテンツ等(アダルト・有料情報サイトからの料金請求等)	375 (12.3)	718	50歳代
3 (3)	相談その他	178 (5.9)	176	70歳以上

5 今後の取組

- 多様化・複雑化する消費者被害を未然防止又は拡大防止するため、消費者トラブルに関する速やかな情報収集と情報提供に努めるとともに、消費生活相談員の研修受講等により消費生活相談に係る体制の充実を図る。
- 2022年からの成年年齢の18歳への引下げを見越し、教育現場等における自立した消費者育成を目的とした消費者教育の実践について、引き続き働きかけを行う。
- 消費者月間(5月)における街頭啓発や、県政だより、新聞、ラジオ、ホームページ等の多様な媒体を活用して県民にもれなく消費者トラブルに関する情報が届くよう努めるとともに、消費生活相談窓口のPRを強化する。

鳥取県屋外広告物条例の一部改正案に係るパブリックコメントの実施について

令和元年5月21日
住まいまちづくり課

近年、全国的に老朽化した屋外広告物（以下「広告物」という。）の落下事故等が相次いで発生していることを受け、広告物の安全性確保のため、広告物の所有者等に対し、安全点検を義務付けること等を内容とする鳥取県屋外広告物条例の一部改正を検討しており、当該改正について、パブリックコメントを実施する。

1 意見募集の方法

- (1) 募集期間：令和元年5月27日（月）から6月10日（月）まで
- (2) 応募方法：郵送、ファクシミリ、電子メールまたは県庁県民課、総合事務所意見箱等

2 条例改正案の概要

(1) 管理義務を負う者の拡大

広告物の管理義務を負う者として、広告物を表示する者及び掲出物件の設置者、広告物及び掲出物件（以下「広告物等」という。）の管理者を規定しているが、これに広告物等の所有者及び占有者を追加する。

(2) 安全点検の義務付け

広告主、管理者、所有者及び占有者（以下「所有者等」という。）に対し、屋外広告士等の有資格者による広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷状況の点検実施を義務付ける。

【有資格者】

屋外広告士、建築士（一・二級）、屋外広告物点検技能講習修了者、広告美術技能検定合格者等、電気主任技術者第一～三種、電気工事士

(3) 許可の更新及び点検結果の報告

許可の更新（2年ごと）の手続きを定め、所有者等に当該更新申請時の点検結果報告を義務付ける。

(4) 行政処分等の効力の継承

広告主及び管理者に変更があった場合に、従前の者が行った手続、受けた行政処分の効力を新たに広告主及び管理者になった者が承継することを規定する。

(5) 禁止区域における適用除外

禁止区域において、公益上必要な情報と併せて広告を表示する屋外広告物等で、その広告料収入を当該施設、物件の管理に要する費用に充てる場合は、知事の許可を得て設置することを可能とする。

3 今後のスケジュール

令和元年5月中旬 鳥取県屋外広告物審議会へ諮問、答申

- 〃 6月中旬 パブリックコメント実施結果を県ホームページ（とりネット）で公表
- 〃 6月下旬 常任委員会でパブリックコメントの実施結果報告
- 〃 9月中旬 県議会に条例改正を付議

4 参考

＜中国地方の条例改正状況＞

	条例改正状況	資格者要件	点検時期	許可期間
広島県	平成29年度改正	屋外広告士、建築士、点検技能講習修了者、電気主任技術者、電気工事士	更新申請時	1年以内
島根県	未定	検討中	更新申請時	3年以内
岡山県	未定	屋外広告士と同等と認められる資格者	検討中	1年以内
山口県	令和元年度末改正予定	屋外広告士、建築士、点検技能講習修了者、特定建築物調査員、資格保有者が在籍する屋外広告業登録事業者	3年ごと	1年以内

※条例改正予定の県の記載内容は検討中の内容

(案)

応募期限：令和元年6月10日(月)まで

鳥取県屋外広告物条例の改正

についてご意見を募集ください

近年、老朽化等による屋外広告物(以下「広告物」といいます。)の落下等の事故が発生しており、全国的に広告物の安全性の確保が課題となっています。

広告物の安全性を確保するため、鳥取県屋外広告物条例を改正し、広告物及び掲出物件(以下「広告物等」といいます。)の所有者又は占有者が広告物等を良好な状態に保持するため、適切に点検・管理を行う義務があることを明確化し、許可更新時に安全点検結果の報告を義務付けすることなどを検討しています。

また、「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日)において、多言語表示に対応した観光案内看板(公共デジタルサイネージ)への広告掲出に係る規制の運用を弾力化と位置付けられたことから、鳥取県でも公益上必要な施設に表示されるものに限り、禁止区域での掲出を認める規制緩和を検討しています。

つきましては、条例改正案をご覧の上、これに対する皆様のご意見をお聞かせください。

条例改正(案)の概要

(1) 管理義務を負う者の拡大

広告物の管理義務を負うものとして、従前の広告物を表示する者及び掲出物件の設置者、広告物及び掲出物件(以下「広告物等」という。)の管理者を規定していますが、これに広告物等の所有者及び占有者を追加します。

(2) 安全点検の義務付け

広告主、管理者、所有者及び占有者(以下「所有者等」という。)に、有資格者による広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷状況を点検させることを義務付けます。

【有資格者】

屋外広告士、建築士(一・二級)、屋外広告物点検技能講習修了者、広告美術技能検定合格者等
電気主任技術者第一～三種、電気工事士

(3) 許可の更新及び点検結果の報告

許可の更新(2年ごと)の手続きを定め、所有者等に当該更新申請時の点検結果報告を義務付けます。

(4) 行政処分等の効力の継承

広告主や管理者に変更があった場合に、従前の者が行った手続、受けた行政処分の効力を新たに広告主及び管理者になった者が承継することを定めます。

(5) 禁止区域における適用除外

禁止区域において、公益上必要な情報と併せて広告を表示する屋外広告物等で、その広告料収入を当該施設、物件の管理に要する費用に充てる場合は許可を得て設置することができることを定めます。

条例改正案の閲覧方法

- ・県庁住まいまちづくり課のホームページからダウンロードできるほか、県庁県民課、各総合事務所地域振興局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館および各市町村役場でも閲覧できます。ホームページアドレス：<http://www.pref.tottori.lg.jp/0000000.htm>
- ・郵送をご希望される方は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

応募方法

- ・電子メール、郵送またはファクシミリでお寄せいただくか、意見箱への投函(上記県の機関)および市町村役場窓口のいずれでも応募できます。
- ・提出される様式は自由ですが、このチラシもご利用になれます。

結果の公表

いただいたご意見への対応については、後日、とりまとめてホームページ等で公表します。

《応募・問合せ先》

鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課
郵 送：〒680-8570
電 話：0857-26-7371
ファクシミリ：0857-26-8113
電子メール：sumaimachizukuri@pref.tottori.lg.jp

平成 30 年度 湖山池会議の開催概要について

令和元年 5 月 21 日
 暮らしの安心局水環境保全課
 水産振興局水産課
 河川課

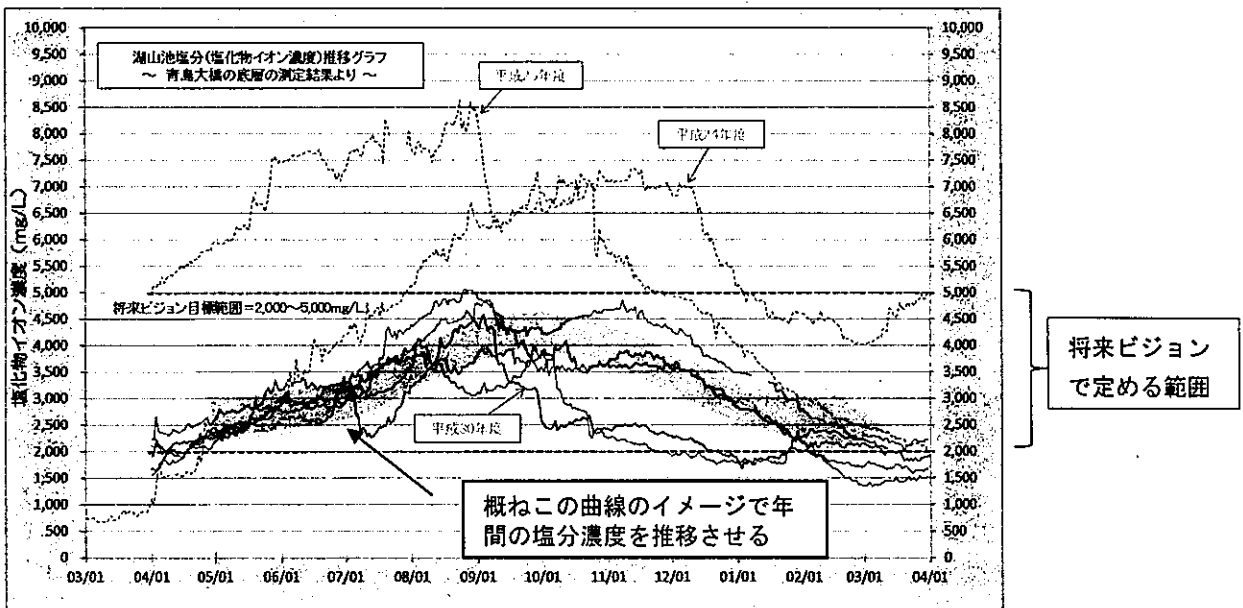
平成 31 年 3 月に、平成 30 年度湖山池会議を開催したので、その概要を報告する。

- 1 開催日時 平成 31 年 3 月 28 日 (木) 15 時 30 分～16 時 30 分
- 2 開催場所 鳥取県庁第 2 庁舎 4 階 第 34 会議室
- 3 出席者 県 岡村統轄監、鳥取市 羽場副市長、県・市関係部長、湖山池環境モニタリング委員会委員他
- 4 主な結果

(1) 平成 31 年度の塩分濃度の管理方針等

平成 30 年度の水質状況と環境モニタリング委員会の意見を踏まえ、次のとおり方針決定した。

塩分管理	<ul style="list-style-type: none"> ・春季は、湖山池将来ビジョンに定める範囲内 (2,000～5,000mg/L) で可能な限り、低値 (2,000mg/L) で推移させる。 ・夏季は、溶存酸素の確保に最大限配慮しつつ、5,000mg/L 範囲内の管理をめざす。
水門操作	<ul style="list-style-type: none"> ・オーバーフロー構造 (上越通水) での水門操作を運用し、これまでと同様、溶存酸素を監視しつつ、きめ細やかな水門の操作を実施する。



〈参考〉平成 30 年度の水質状況報告

塩分濃度	<ul style="list-style-type: none"> ・年間を通じて、概ね将来ビジョン範囲内で管理した。(平成 26 年度以降、概ね範囲内で推移)
水質指標	<ul style="list-style-type: none"> ・水質が悪化した平成 25 年度以降、全体的に改善している。 ・CODは、平成 28 年度以降、計画目標値を達成している。全りん及び全窒素は、概ね改善傾向で、計画目標値に近づいている。 ・透明度は、平成 25 年度から平成 28 年度までに比べ低下したが、アオコ等の抑制効果は保たれている。

区分	H25 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	計画目標値
COD (75%値)	7.9	5.5	5.1	4.7	5.5 mg/L 以下
全窒素(年平均値)	1.20	0.67	0.76	0.78	0.60 mg/L 以下
全りん(年平均値)	0.190	0.092	0.073	0.078	0.066 mg/L 以下
透明度(4-11 月平均値)	0.75	0.77	0.64	0.70	1.0m以上

(2) 湖山池の汽水化に伴う周辺環境等に関する中間評価の進め方について

平成 24 年から開始した汽水化の影響評価 (中間評価) を今年度中に行い、その内容については、モニタリング委員会の意見も伺い、必要に応じて湖山池会議に諮る方針を確認した。

(3) 湖山池における覆砂計画(案)の見直しについて

覆砂試験施工の効果検証結果に基づき、湖山池将来ビジョン推進計画の覆砂整備目標の覆砂施工水深を水深4m以深から水深2.5~3.0mへ見直すことについて了承された。

- 深部(水深4.0m)
覆砂への浮泥再堆積が確認され、
覆砂効果が減少
- 浅部(水深2.5m)
覆砂への浮泥再堆積が見られず、
覆砂効果が継続



(4) 報告事項

平成30年度の県、市の主要事業等について報告した。

○湖山池に関する住民等との意見交換の概要(鳥取市)

中海と比べた透明度は中海1.9m、湖山池0.7~0.8mで、下水道整備は10年程度で普及率の目標92%(現行84.5%)とする。

○ビオトープ候補地におけるカラスガイ稚貝の生残試験結果(衛生環境研究所)

福井及びびオアシスパークの試験地では、泥等の影響により生残試験が順調に推移しなかったため、平成31年度以降、自生地(高住ため池)で垂下飼育に取り組む。

○湖山池におけるヤマトシジミの漁獲量・資源管理等について(水産課)

シジミ漁は順調に推移しており(平成30年漁獲量68.8t、漁獲金額約5,500万円)、県は資源量調査などを継続し、適切な資源管理・増殖策について組合と連携していく。

〈参考〉

湖山池会議・湖山池環境モニタリング委員会について

平成18年から22年にかけて、アオコ・ヒシ等の発生と腐敗による悪臭により、池周辺環境が悪化したため、その解決に向け、県と鳥取市による共同プロジェクトとして「湖山池会議」を設置した。

- ・平成24年1月、湖山池の環境改善や水管理の方向性を示す「湖山池将来ビジョン」を策定した。
- ・将来ビジョンに基づき、汽水化(塩化物イオン濃度の管理目標:2,000~5,000mg/L)を平成24年3月から開始し、アオコ・ヒシの発生は抑制され、悪臭等の生活環境は改善したが、新たな課題が発生した。

(新たな課題)

目標を超えた想定以上の塩化物イオン濃度の上昇、魚類の斃死、淡水性の動植物の減少や壊滅、家庭菜園の潮風害、石がま漁の中断など

- ・そのため、湖山池会議において情報共有、取組事業の方向性の意思決定を行いながら課題に対応してきている。
- ・平成24年には、有識者の助言を得るため、湖山池環境モニタリング委員会を設置した。

(委員)

日置 住之(鳥取大学農学部教授)、清末 忠人(鳥取県博物館協会理事)、原口 展子(元島根大学特任助教)、南条 吉之(元県衛生環境研究所室長)、安藤 重敏(元県立博物館副館長)、中村 幹雄(日本シジミ研究所所長)、宮本 康(福井県里山里海研究所研究員)、鶴崎 展巨(鳥取大学農学部教授)、下田 康生(NPO法人日本野鳥の会鳥取県支部)

鳥取県持続可能な地下水利用協議会総会の開催概要について

令和元年5月21日

水環境保全課

とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例(H25.4.1施行、以下「地下水保全条例」という。)に基づき、地下水採取事業者で構成する「鳥取県持続可能な地下水利用協議会(以下「協議会」という。)の第12回総会を開催したので、概要を報告する。

- 1 開催日時 平成31年3月25日(月)14時～14時50分
- 2 開催場所 倉吉エキパル 多目的ホール
- 3 出席者 高橋会長他23会員(委任状出席36名)
- 4 概要
平成31年度の事業計画及び収支予算案等を審議し、承認された。

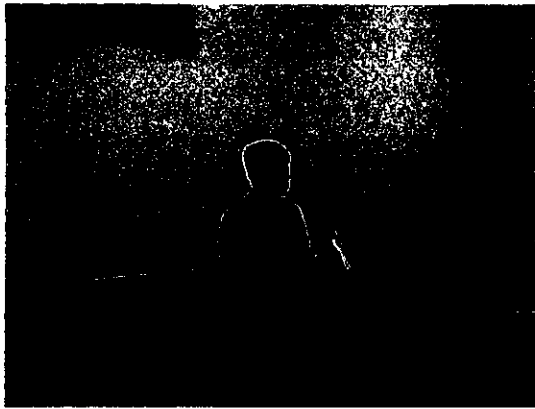
◇平成31年度の事業計画

区分	内容
地下水位モニタリング	○県内36地点の水道水源等の地下水位モニタリング及びデータをHP公表
普及啓発	○「水の日(8月1日)」の関連イベントを県と共催 ○水環境保全等に関する講演会や先進事例の勉強会等
水循環保全活動	○鳥取県森林環境保全税事業等で活動するNPO法人等の森林整備活動に参加し、水源涵養等の意識醸成及び活動促進
調査・研究	○観測地点のない空白地帯や地下水観測の必要がある地域に、観測井戸を整備して観測体制を強化(平成31年度は2ヵ所整備予定)
その他	○鳥取県HPの協議会サイトに会員紹介コーナーを設置し事業活動を紹介

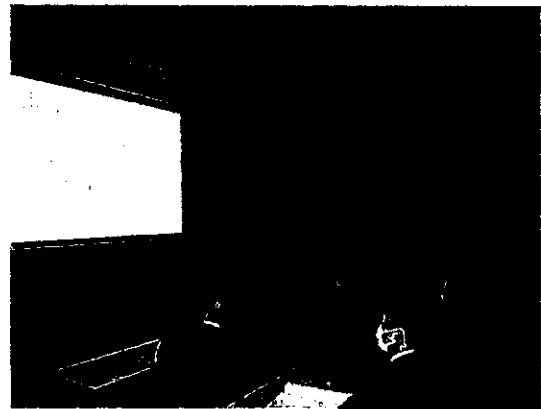
5 その他

総会終了後、会員等が34名参加して、日本における地下水の用途や地下水利用におけるリスクと対応、予防及び全国の地下水協議会の状況などについて、勉強会を実施した。

〔講師：株式会社建設技術研究所(東京都) 都市水管理・エネルギーグループリーダー 蛭原 雅之氏
講演：「地下水との上手な付き合い方～様々リスクと協議会の意義の時代変遷～」〕



総会・三洋製紙 高橋会長の挨拶



地下水利用に係る勉強会の様子

〈参考〉協議会(平成25年7月12日設置)の概要

地下水保全条例第22条の規定に基づき、県内の地下水の水位、水質等の調査及び水源の涵養に関する事業を実施し、採取の適正化及び合理化の推進についての事業者相互の連携及び協調を図ることを目的として設置。

県内32箇所地下水水位等をモニタリングし、データ等を測定しており、県が同条例に基づき設置する「地下水研究プロジェクト」に提供して、水位低下等の異常値について産学官で連携評価し、地下水環境の保全を図っている。

〔会長：三洋製紙株式会社 高橋専務取締役工場長
会員数：85事業所(水道事業会員16事業所、一般事業会員69事業所) [平成31年3月25日現在]〕

ラムサール条約登録湿地「中海・宍道湖」の環境保全等の取組について
 (「中海・宍道湖一斉清掃」の実施)

令和元年5月21日
 水環境保全課

毎年恒例の「中海・宍道湖一斉清掃」は14回目となり、今年は6月9日(日)(環境月間である6月第2週の日曜日)に実施するので、概要を報告する。

ラムサール条約湿地登録(平成17年11月)を契機に平成18年度から毎年6月(環境月間)に、条約の趣旨である「環境保全」と「賢明利用(ワイズユース)」の取組を推進するため、沿岸の市と鳥取・島根両県が連携して実施している。毎年、約8,000名の参加者と15トン前後のごみを収集している。



※「賢明利用(ワイズユース)」では、中海バイク&ラン(10月)、ラムサール子ども交流(11月)などを実施予定である。

1 概要

(1) 一斉清掃の場所及び実施時間

	市町村	主な場所、時間
中海	境港市	西工業団地(8:40~9:40)
	米子市	湊山公園親水護岸(8:30~9:45)
	安来市	安来港、十神山公園周辺及びその他海岸等(8:00~10:00)
宍道湖	松江市	八束・東出雲・美保関地区沿岸(7:30~8:30) 本庄区域)本庄水辺の楽校周辺(8:30~10:00)※開始式(セレモニー)会場
	出雲市	千鳥南公園、白鷺公園・岸公園及び夕日スポット湖畔周辺、宍道支所区域(7:30~8:30)、 玉湯支所区域(6:00~7:00)
	出雲市	湖遊館(8:00~9:00)、 宍道湖西岸なぎさ公園、斐川なぎさ公園、新建川周辺(7:00~8:00)

(2) 開始式(中海沿岸4市で持回り実施)

時間	午前8時30分から午前10時00分まで(清掃作業を含む)
場所	松江市本庄水辺の楽校(島根県松江市邑生町)※松江市立本庄小学校西側の中海護岸
出席者(予定)	松江市副市長、国土交通省出雲河川事務所長、島根県環境生活部長、鳥取県生活環境部長、地元住民 ほか
内容	①主催者あいさつ(松江市副市長、出雲河川事務所長(予定)) ②来賓等の紹介 ③清掃活動

※以前は両県知事が出席していたが、地元環境活動として浸透したため、昨年度から開始式は節目の年度に当たる時を除き、各市長を中心に両県生活環境部長が同席する形に変更した。

2 主催

鳥取県、島根県、米子市、境港市、安来市、松江市、出雲市
 国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所、中海・宍道湖・大山圏域市長会、宍道湖水環境改善協議会

3 協賛・後援

(1) 協賛

中海漁業協同組合、宍道湖漁業協同組合、鳥取県漁業協同組合境港支所、米子市漁業協同組合

(2) 後援

農林水産省中国四国農政局

4 参考資料/直近3年度の実績

年度	開始式会場	参加者(全体)	ゴミの量(全体)
28	湊山公園親水護岸(米子市)	8,134人	18.08トン
29	みさき親水公園(安来市)	7,867人	15.51トン
30	中浜港(境港市)	7,050人	12.63トン